

3食生第17号  
令和3年(2021年)4月8日

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

### 食品衛生法第57条に基づく営業届について(通知)

このことについて、令和3年2月10日付け薬生食監発0210第1号「食品衛生法第57条に基づく営業届について」により、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長より通知がありました。

その内容は、食品衛生法(以下「法」という。)第57条第1項の規定による営業届について、営業届が必要となる営業者の解釈を変更するというものです。

つきましては、営業届に係る取扱いを下記のとおりとしますので、関係する営業者への周知等をお願いします。なお、本通知内での条番号については、令和3年6月1日時点のものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 法第57条に基づき届出が必要となる営業者の拡大について

これまで、法第55条に基づく営業許可を有する事業者(以下「許可営業者」という。)が併せて届出業種を営んでいる場合には、法第57条に基づく届出は不要と説明していたが、許可営業者であっても、届出業種を営む場合には別途、同条に基づく届出が必要と整理した。なお、複数の届出業種を営んでいる場合は、代表的な業種について届出を求めることとした。

#### 2 営業届の方法

##### (1) 食品衛生申請等システムによる受付

食品衛生申請等システムによる、営業届の受付については、令和3年2月15日から利用できる状態になっています。

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

##### (2) 保健福祉事務所(保健所)への届出(届出用紙による届出)

令和3年6月1日から営業施設を管轄する保健福祉事務所に届出してください。届出用紙(別添)は、長野県ホームページ\*にも掲載します。

### 3 法改正リーフレットの取扱い

- (1) 令和3年1月上旬から配布していた古い情報を記載した旧リーフレットが手元にある場合は、廃棄してください。
- (2) 別添の新リーフレットは、表面の右肩に「第2版」と印字したものになりますので、今後の周知に利用してください。
- (3) すでに配布した旧リーフレットについては、改めて回収をするなどの措置は不要であり、食品関係事業者からの問合せ、会議などの機会を捉えて許可業者であっても営業届が必要である旨の周知や新リーフレットの配布にご協力をお願いします。
- (4) 令和3年6月1日時点で営業届の対象となる営業者は、令和3年11月30日までの間に届出をすることが必要です。できる限り期限内に届出をするよう周知をお願いします。
- (5) 営業許可申請書は、営業届を兼ねているため、すでに許可を持っている営業者にとっては、許可の更新手続きの際に必ず営業届の確認をすることができます。

### 4 その他

- (1) 新リーフレットは、長野県ホームページ※に掲載しています。
- (2) 印刷した新リーフレットが必要な場合には、対応可能な範囲で配布しますので当課の担当者へ電話等で連絡してください。

※「営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」(長野県ホームページ)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/h30shokueihoukaisei/kyokatodokede222.html>

長野県健康福祉部 食品・生活衛生課 (課長) 吉田 徹也 (担当) 塚田 竜介 電話：026-235-7155 (直通) 026-232-0111 (内線 2657) FAX：026-232-7288 E-mail：shokusei@pref.nagano.lg.jp
---

薬生食監発 0210 第 1 号  
令和 3 年 2 月 10 日

各  
〔  
都 道 府 県  
保 健 所 設 置 市  
特 別 区  
〕

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 食品衛生法第 57 条に基づく営業届について

食品衛生法（以下「法」という。）第 57 条に基づく営業届に関し、食品衛生申請等システムによる受付等及び法第 57 条に基づき届出が必要となる営業者について、以下のとおり取り扱いますので、関係者への周知及び御対応の程よろしくお願いします。なお、本通知内での条番号については、令和 3 年 6 月 1 日時点のものであることを御留意をお願いします。

#### 1. 食品衛生申請等システムによる受付等

食品衛生申請等システムによる、法第 57 条に基づく営業届の受付については、本年 2 月 15 日からの利用開始とします。

なお、各自治体の届出の受付体制状況は、食品衛生申請等システムのお知らせ機能を活用し、事業者に対し情報提供しますので、通知日時点において、システムによる届出の受付体制が整備されていない自治体においては、受付体制が整備され次第速やかに当課宛て報告いただくとともに、適切な届出事務の処理をお願いします。

#### 2. 法第 57 条に基づき届出が必要となる営業者

法第 57 条に基づき届出が必要となる営業（以下「届出業種」という。）については、同条において、「営業（法第 54 条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）」とされているところです。これまで、法第 55 条に基づく営業許可を有する事業者（以下「許可営業者」という。）が併せて届出業種を営んでいる場合には、法第 57 条に基づ

く届出は不要と説明していましたが、改めて精査し、許可業者であっても、届出業種を営む場合には別途、同条に基づく届出が必要と整理しました。なお、複数の届出業種を営んでいる場合は、代表的な業種について届出を求めることとします。

つきましては、御留意の上、関係者へ再度周知いただきますようお願いいたします。

### 3. その他

- (1) 上記1、2について、通知日時点において、一部の自治体ではシステムによる届出の受付体制が整備されていないことから、届出内容を確認した旨の連絡に遅れが生じる可能性がある旨及び法第55条に基づく営業許可を有する業者が併せて届出業種となる営業を行う場合には、別途法第57条に基づく営業届出が必要となる旨を各関係団体にお知らせしています。
- (2) 当課において、営業届出に係るリーフレット（添付）を作成し、各都道府県等宛てに配布する予定としていますので、上記取扱いの周知に際し、御活用の程よろしく申し上げます。
- (3) 食品衛生申請等システムの操作（入力方法、ID、パスワード作成、失念等操作全般）、に関する質問がある場合は、ヘルプデスクを設置していますので、併せて御活用の程よろしく申し上げます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html)（「食品衛生申請等システムについて」をご参照ください。）

食品等事業者の皆さまへ

令和3年6月1日から

# 営業届出が必要になる場合があります！

平成30年の食品衛生法改正により、「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業を営む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に「**営業届出**」をする必要があります\*。届出制度の開始は令和3年6月1日からです。

営業届出には、届出者の氏名、営業施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品、食品衛生責任者の氏名など所定の事項を記載してください。

\*許可営業を営む営業者が届出営業も営む場合は、営業許可の申請の他に営業届出も行う必要があります。

大

公衆衛生への影響

小

営業の種別		
許可	届出	届出対象外
<p><b>食品衛生法施行令第35条に規定される32業種</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 飲食店営業</li><li>2 調理の機能を有する自動販売機</li><li>3 食肉販売業</li><li>4 魚介類販売業</li><li>5 魚介類競り売り営業</li><li>6 集乳業</li><li>7 乳処理業</li><li>8 特別牛乳搾取処理業</li><li>9 食肉処理業</li><li>10 食品の放射線照射業</li><li>11 菓子製造業</li><li>12 アイスクリーム類製造業</li><li>13 乳製品製造業</li><li>14 清涼飲料水製造業</li><li>15 食肉製品製造業</li><li>16 水産製品製造業</li><li>17 氷雪製造業</li><li>18 液卵製造業</li><li>19 食用油脂製造業</li><li>20 みそ又はしょうゆ製造業</li><li>21 酒類製造業</li><li>22 豆腐製造業</li><li>23 納豆製造業</li><li>24 麺類製造業</li><li>25 そうざい製造業</li><li>26 複合型そうざい製造業</li><li>27 冷凍食品製造業</li><li>28 複合型冷凍食品製造業</li><li>29 漬物製造業</li><li>30 密封包装食品製造業</li><li>31 食品の小分け業</li><li>32 添加物製造業</li></ol>	<p><b>許可営業</b> 及び <b>届出対象外営業</b></p> <p>に該当しない営業者は、<b>管轄の保健所に営業届出をする必要があります。</b></p> <p><b>営業届出は、食品衛生申請等システムを用いて、オンライン上で提出することができます！</b></p> <p><b>詳細は裏面へ</b></p> <p>【食品衛生申請等システム】 <a href="https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp">https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp</a></p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 食品又は添加物の輸入業</li><li>◆ 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。）</li><li>◆ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業</li><li>◆ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業</li><li>◆ 器具容器包装の輸入又は販売業</li></ul>

# 食品衛生申請等システムの利用方法

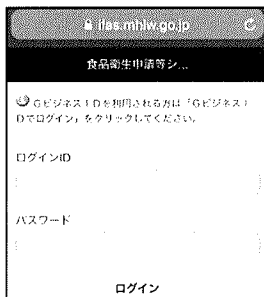
## Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

以下の順番で情報を入力し、食品等事業者のアカウントを登録し、IDとパスワードを入手します。

- ① 表面に記載のURL又はQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス※1
- ② G BizID※2の作成又はアカウント作成を選択
- ③ 必要情報を入力し、登録

※1 PCによるアクセスをお勧めしています。  
(スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。下の例示を参照ください。)

※2 G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。当該IDの取得を優先してください。



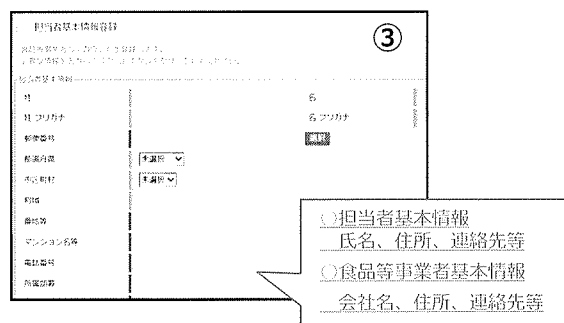
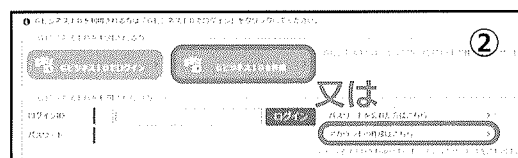
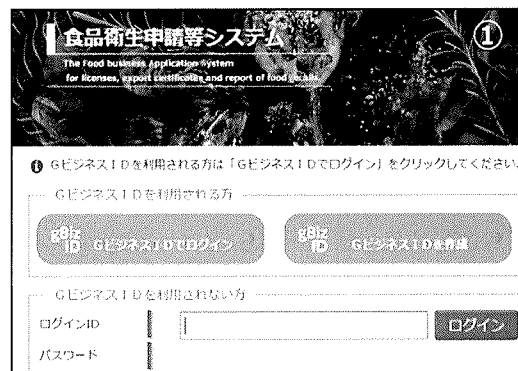
スマートフォンでPC画面切り替え方法（例示）

○iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

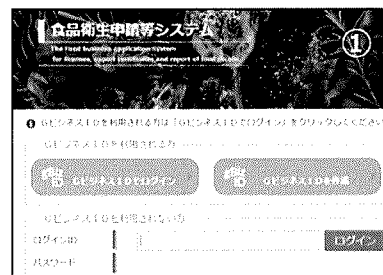
○Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

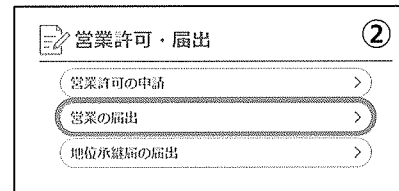


## Step 2 各種申請（届出）の手続方法

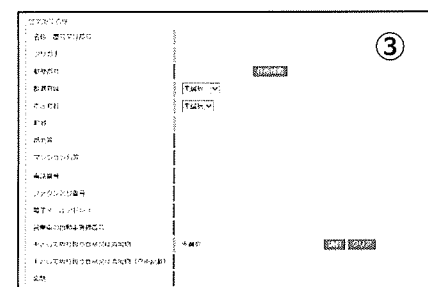
- ① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン  
※表面に記載のURL又はQRコードからアクセス



- ② 申請したい項目（届出）を選択



- ③ 営業施設情報を入力



- ④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせがあることがあります。

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページにヘルプデスクの案内を記載していますので、そちらにお問い合わせください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html)



事 務 連 絡  
令和 3 年 2 月 10 日

各関係団体（別記）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

### 食品衛生法第 57 条に基づく営業届について

食品衛生法（以下「法」という。）第 57 条に基づく営業届に関し、食品衛生申請等システムによる受付等及び法第 57 条に基づき届出が必要となる営業者について、以下のとおり取り扱いますので、関係者への周知及び御対応の程よろしくお願いします。なお、本通知内での条番号については、令和 3 年 6 月 1 日時点のものであることに御留意をお願いします。

#### 1. 食品衛生申請等システムによる受付等

食品衛生申請等システムによる、法第 57 条に基づく営業届の受付については、本年 2 月 15 日からの利用開始とします。

なお、通知日時点において、一部の自治体ではシステムによる届出の受付体制が整備されていないことから、届出内容を確認した旨の連絡に遅れが生じる可能性がありますので、御理解の程よろしく願いいたします。

また、各自治体におけるシステムによる届出の受付体制状況については、食品衛生申請等システムのお知らせ機能を活用し、適宜情報提供しますので、御確認の程よろしくお願いします。

#### 2. 法第 57 条に基づき届出が必要となる営業者

法第 57 条に基づき届出が必要となる営業（以下「届出業種」という。）については、同条において、「営業（法第 54 条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）」とされているところです。これまで、法第 55 条に基づく営業許可を有する事業者（以下「許可営業者」という。）が併せて届出業種を営んでいる場合には、法第 57 条に基づく届出は不要と説明していましたが、改めて精査し、許可営業者であっても、届出業種を営む場合には別途、同条に基づく届出が必要と整理しました。なお、複数の届出業種を営んでいる場合は、代表的な業種について届出を求めることと

します。

つきましては、御留意の上、会員等に再度周知いただきますようお願いいたします。

### 3. その他

(1) 当課において、営業届出に係るリーフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載する予定としていますので、上記取扱いの周知に際し、御活用  
の程よろしく申し上げます。

(2) 食品衛生申請等システムの操作（入力方法、ID、パスワード作成、失念  
等操作全般）、に関する質問がある場合は、ヘルプデスクを設置しています  
ので、併せて御活用 of 程よろしく申し上げます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoushokuhin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/index.html)（「食品衛生申請等システムについて」をご参照ください。）



別記

公益社団法人日本食品衛生協会  
ソフトクリーム衛生協会  
日本ソフトクリーム協議会  
一般社団法人日本フードサービス協会  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会  
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会  
一般社団法人日本医療福祉セントラルキッチン協会  
日本自動販売協会  
公益財団法人食品等流通合理化促進機構  
全国農業協同組合中央会  
全国漁業協同組合連合会  
全国食肉事業協同組合連合会  
一般社団法人全国牛乳流通改善協会  
一般社団法人日本加工食品卸協会  
一般社団法人日本外食品流通協会  
一般社団法人日本給食品連合会  
全国給食事業協同組合連合会  
一般社団法人全国スーパーマーケット協会  
一般社団法人日本食鳥協会  
全国食肉事業協同組合連合会  
公益財団法人日本食肉生産技術開発センター  
一般社団法人日本ジビエ振興協会  
一般社団法人日本食肉加工協会  
日本ハム・ソーセージ工業協同組合  
一般社団法人日本乳業協会  
一般社団法人日本アイスクリーム協会  
一般社団法人日本卵業協会  
日本羊腸輸入組合  
一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会  
一般社団法人日本養蜂協会  
長野県寒天水産加工業協同組合  
岐阜県寒天水産工業組合  
全国こんにやく協同組合連合会  
全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会  
全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会  
一般社団法人全国削節工業協会

全日本漬物協同組合連合会  
全国味噌工業協同組合連合会  
日本醤油協会  
全国醤油工業協同組合連合会  
一般財団法人日本醤油技術センター  
一般社団法人日本ソース工業会  
全国食酢協会中央会  
日本エキス調味料協会  
全日本カレー工業協同組合  
日本甘蔗糖工業会  
日本分蜜糖工業会  
沖縄県黒砂糖工業会  
沖縄県黒砂糖協同組合  
日本米穀小売商業組合連合会  
全国精麦工業協同組合連合会  
全国精麦工業協同組合連合会  
全国穀類工業協同組合  
全国蕎麦製粉協同組合  
一般社団法人日本パン技術研究所  
全日本パン協同組合連合会  
一般社団法人日本パン工業会  
全国パン粉工業協同組合連合会  
全日本菓子協会  
全国菓子工業組合連合会  
全国和菓子協会  
一般社団法人日本洋菓子協会連合会  
協同組合全日本洋菓子工業会  
食用オリーブ油手引書作成協議会  
日本マーガリン工業会  
公益財団法人日本食品油脂検査協会  
全国澱粉協同組合連合会  
全国乾麺協同組合連合会  
全国製麺協同組合連合会  
一般社団法人日本即席食品工業協会  
日本豆腐協会  
一般財団法人全国豆腐連合会  
一般財団法人全国豆腐連合会

日本豆腐協会  
一般社団法人日本冷凍食品協会  
一般社団法人日本惣菜協会  
HACCP に沿った衛生管理で玉子焼きを生産する小規模事業者の協議会  
全国調理食品工業協同組合  
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会  
あんぼ柿手引書作成協議会  
ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会  
全国椎茸商業協同組合連合会  
全国蒟蒻原料協同組合  
全国こんにやく協同組合連合会  
全国納豆協同組合連合会  
一般社団法人日本ピーナッツ協会  
京都湯葉製造販売事業協同組合  
公益財団法人日本健康・栄養食品協会  
一般社団法人日本食品添加物協会  
一般社団法人日本食品添加物協会  
一般社団法人全国清涼飲料連合会  
一般社団法人日本ミネラルウォーター協会  
一般社団法人日本宅配水&サーバー協会  
日本酒造組合中央会  
日本蒸留酒酒造組合  
日本洋酒酒造組合  
日本ワイナリー協会  
全国地ビール醸造者協議会  
全国味淋協会  
全国みりん協議会  
ビール酒造組合  
全国茶商工業協同組合連合会  
全国麦茶工業協同組合  
一般社団法人全日本コーヒー協会  
全日本コーヒー商工組合連合会  
日本冷凍事業協会  
一般社団法人中央酪農会議  
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会  
一般社団法人日本チェーンストア協会  
全国乳業協同組合

全国酪農業協同組合連合会  
全国食肉生活衛生同業組合連合会  
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会  
日本成鶏処理流通協議会  
日本畜産副産物協会  
チーズ普及協議会  
全国食肉センター協議会  
全国農協乳業協会  
公益社団法人日本食肉市場卸売協会  
一般社団法人発酵乳酸菌飲料協会  
一般社団法人 日本植物油協会  
一般社団法人日本弁当サービス協会  
全国青果物商業協同組合連合会  
協同組合全国製粉協議会  
全国商工会連合会  
全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会  
一般社団法人日本厨房工業会  
全国水産加工協同組合連合会  
全国鯉節類生産者団体連合会  
焼津鯉節水産加工業協同組合  
日本製餡協同組合連合会  
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会  
全国ドレッシング類公正取引協議会  
一般社団法人 日本食品機械工業会  
日本百貨店協会  
日本生活協同組合連合会  
全国生活衛生同業組合中央会  
食品産業センター  
全国主食集荷協同組合連合会（全集連）  
公益社団法人 日本べんとう振興協会  
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

長野県 保健所長 殿

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

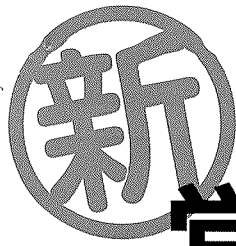
食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定により次のとおり関係書類を提出します。

- ※食品衛生申請等システムにおける個人情報等の取扱いについて理解し、登録に同意する場合は、次の欄にチェックしてください。（  ）
  - ※「申請者・届出者住所」、「申請者・届出者氏名」、「営業施設の電話番号」、「営業施設の所在地」、「営業施設の名称、屋号又は商号」の情報について、官民データ活用推進基本法の目的に沿い、オープンデータとして公開することに同意する場合は、次の欄にチェックしてください。（  ）
  - ※【許可申請時のみ】「申請者住所」、「申請者氏名」の情報について、許可期限満了時に（一社）長野県食品衛生協会から申請者あてに送付する許可継続申請手続きの案内に使用するため、同協会に提供することに同意する場合は、次の欄にチェックしてください。（  ）
- \*印の項目は、記載必須事項ではありません。

申請者・届出者情報	郵便番号*：	電話番号*：	FAX番号*：
	電子メールアドレス*：	法人番号*：	
	申請者・届出者住所※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日※法人は不要	
	申請者・届出者氏名※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号*：	電話番号*：	FAX番号*：
	電子メールアドレス*：	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称：食品衛生責任者養成講習会、その他（ ） 受講日： 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載*	
	自動販売機の型番*	業 態*	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
	業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設*	<input type="checkbox"/>
		輸出食品取扱施設* ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備 考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号*	
	担当者氏名*		

【裏面（網掛け箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第 55 条第 2 項関係			該当には <input checked="" type="checkbox"/>		
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>		
	(2)	食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>		
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうち (1)、(2) のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>		
営業施設情報	令第 13 条に規定する食品又は添加物の別*		<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの）	食品衛生法第 48 条第 6 項第 号		
			<input type="checkbox"/> ②加糖粉乳		<input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム	<input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの）
			<input type="checkbox"/> ③調製粉乳		<input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ	<input type="checkbox"/> ⑨マーガリン
			<input type="checkbox"/> ④食肉製品		<input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品	<input type="checkbox"/> ⑩ショートニング
	(ふりがな)		資格の種類			
食品衛生管理者の氏名※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要 ※該当する場合に記載		受講した講習会	講習会名称： 受講日： 年 月 日			
使用水の種類		自動車登録番号※自動車において調理をする営業の場合				
①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）						
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水						
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設*		<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設* <input type="checkbox"/>		
	ふぐの処理を行う施設*			<input type="checkbox"/>		
	(ふりがな)					
	ふぐ処理者氏名*※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等*			
添付書類	<input type="checkbox"/>	施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	（飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨※該当する場合に記載 ※併せて、事業譲渡を証する書面（契約書等）の写し等の提示が必要					
営業許可業種	許可番号及び許可年月日 ※申請者による記載は不要です。		営業の種類	備考		
	1	年 月 日				
	2	年 月 日				
	3	年 月 日				
	4	年 月 日				
備考						



# 営業許可・届出制度

平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から、食品営業に関する制度、衛生管理の方法が大きく変わります。食品等事業者の方は、申請や届出の手続きが必要となる場合があります。

## ○ 営業許可制度の見直し

- ・ 現在 34 の許可業種が 32 の許可業種に変更されます。
- ・ 一部は届出業種に移行し、新たな許可業種が追加されています。

詳しくは裏面  
HP もチェック !!



## ○ 営業届出制度の創設

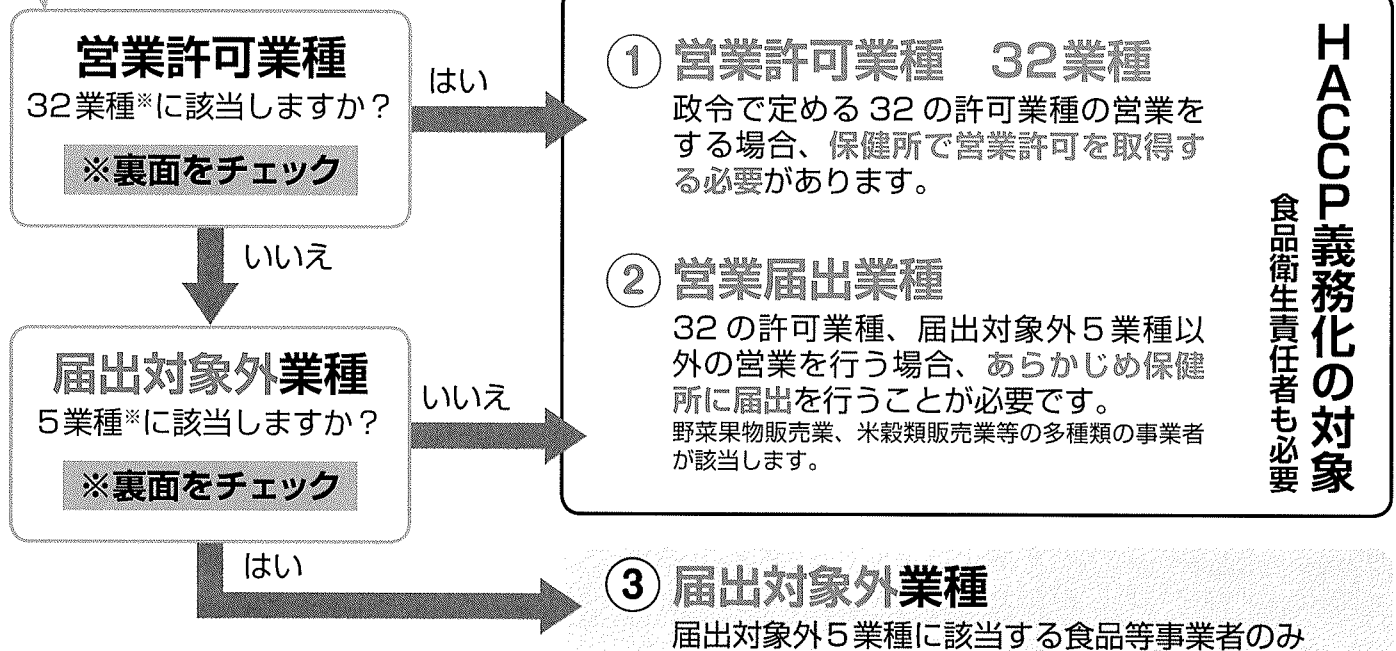
- ・ 32 の許可業種以外でも、食品営業を行う際には保健所へ届出を行う必要があります。(一部の業種を除きます。)

## ○ 「HACCP(ハサップ) に沿った衛生管理」 の制度化

- ・ 営業許可・届出の対象事業者は、「HACCP に沿った衛生管理」の実施が義務となります。
- ・ 食品衛生責任者の設置も必要です。

### 必要な手続きについてチェックしましょう！

スタート



HACCP義務化の対象  
食品衛生責任者も必要

① に該当する方は許可申請、② に該当する方は届出の手続きが必要です。

### 保健福祉事務所（保健所）一覧

佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課 (0267-63-3297)  
 上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 (0268-25-7152)  
 諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課 (0266-57-2929)  
 伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課 (0265-76-6839)  
 飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 (0265-53-0446)  
 木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課 (0264-25-2235)

松本保健福祉事務所食品・生活衛生課 (0263-40-1942)  
 大町保健福祉事務所食品・生活衛生課 (0261-23-6528)  
 長野保健福祉事務所食品・生活衛生課 (026-225-9065)  
 北信保健福祉事務所食品・生活衛生課 (0269-62-3106)  
 長野市保健所食品生活衛生課 (026-226-9970)  
 松本市保健所食品・生活衛生課 (0263-40-0705)

# ① 営業許可業種

- ・営業を行う際は、あらかじめ保健所で営業許可を取得する必要があります。※施設基準を満たすことが必要です。
- ・令和3年6月1日時点で、すでに営業している事業者は、猶予期間等の経過措置があります。

- ①飲食店営業 ②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 ③食肉販売業 ④魚介類販売業 ⑤魚介類競り売り営業 ⑥集乳業 ⑦乳処理業 ⑧特別牛乳搾取処理業 ⑨食肉処理業 ⑩食品の放射線照射業 ⑪菓子製造業 ⑫アイスクリーム類製造業 ⑬乳製品製造業 ⑭清涼飲料水製造業 ⑮食肉製品製造業 ⑯水産製品製造業 ⑰冰雪製造業 ⑱液卵製造業 ⑲食用油脂製造業 ⑳みそ又はしょうゆ製造業 ㉑酒類製造業 ㉒豆腐製造業 ㉓納豆製造業 ㉔種類製造業 ㉕そうざい製造業 ㉖複合型そうざい製造業 ㉗冷凍食品製造業 ㉘複合型冷凍食品製造業 ㉙漬物製造業 ㉚密封包装食品製造業 ㉛食品の小分け業 ㉜添加物製造業

特に、水産製品製造業〔明太子、魚介類の干物などの製造〕、液卵製造業〔液卵の製造〕、漬物製造業〔漬物(“梅漬”や“すんき漬”等を含みます)の製造〕、密封包装食品製造業〔密封包装食品であって常温で保存可能なものを製造する営業で合成樹脂製容器入りのジャムやドレッシング等を含みます。〕、食品の小分け業〔要許可品目を小分けする営業〕に該当する方は、早めに保健所までご相談ください。

# ② 営業届出業種

営業許可業種、届出対象外業種を除くすべての食品等事業者が対象となります。

- ・営業を行う際は、保健所にあらかじめ保健所に届出を行うことが必要となります。
- ・令和3年6月1日時点ですでに営業している事業者は、施行後6か月以内(令和3年11月30日まで)に届出が必要です。

旧許可業種だった営業	販売業	製造・加工業	その他
1. 魚介類販売業 (包装鮮魚介類) 2. 食肉販売業 (包装食肉) 3. 乳類販売業 4. 冰雪販売業 5. コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	6. 弁当販売業 7. 野菜果物販売業 (例: 青果店) 8. 米穀類販売業 (例: 米屋) 9. 通信販売・訪問販売による販売業 10. コンビニエンスストア 11. 百貨店、総合スーパー 12. 自動販売機による販売業 (上記5及び営業許可対象となる自動販売機を除く。) 13. その他の食品・飲料販売業	14. 添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。) 15. いわゆる健康食品の製造・加工業 16. コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。) 17. 農産保存食料品製造・加工業 18. 調味料製造・加工業 19. 糖類製造・加工業 20. 精穀・製粉業 21. 製茶業 22. 海藻製造・加工業 (例: のり、寒天) 23. 卵選別包装業 24. その他の食料品製造・加工業	25. 行商 26. 集団給食施設 (1回20食程度以上) 27. 合成樹脂製の器具・容器包装の製造業 28. 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの(届出は任意) 29. その他(例: 食品の冷凍又は冷蔵業(倉庫業))
届出の手続きは不要			

- ・新たな届出制度が始まるのは令和3年6月1日からです。
- ・届出は、許可と異なり、手数料はかからず、有効期間がないため更新の必要はありませんが、届出事項に変更があった場合や廃業したときは、保健所に届出が必要です。
- ・届出は、許可と異なり、施設基準の要件はありませんが、許可と同様「食品衛生責任者」を設置する必要があり、「HACCPに沿った衛生管理」を行う必要があります。(合成樹脂製の器具・容器包装を製造する事業者は、別途GMPによる製造管理が制度化されたため対象外です。)

# ③ 届出対象外業種 (食品等事業者であっても、次の5つに該当する事業者は、届出の対象外です。)

- ① 食品・添加物の輸入業
- ② 食品・添加物の運搬・貯蔵のみを行う営業  
(食品の冷凍・冷蔵業(倉庫業)は、届出業種になります。)
- ③ 常温包装品の販売業
- ④ 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- ⑤ 器具・容器包装の輸入・販売業

・このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農業・漁業者が行う採取の一部と見なせる行為(出荷前の調製等)についても、営業届は不要です。

## 食品衛生責任者の設置

- ・許可業種、届出業種ともに食品衛生責任者の設置が必要です。
- ・食品衛生責任者は、調理師などの資格が必要ですが、食品衛生責任者養成講習会※を受講することで、その資格を得ることができます。
- ・食品衛生責任者養成講習会※は、一般社団法人長野県食品衛生協会で行っています。(協会ホームページ) <https://npfha.com/managertraining/>

HPをCHECK!!



- 1 氏名・住所
- 2 施設名・所在地
- 3 営業の形態(業種)
- 4 主な取扱い食品等
- 5 食品衛生責任者

営業届は Web でも

- ①事業者登録
- ②営業届出完了!!

## HACCPに沿った衛生管理の制度化

- ・営業許可業種、営業届出業種に該当するすべての食品等事業者は、「HACCPに沿った衛生管理」の実施が求められることになりました。
- ・規模や業態により「HACCPに基づく衛生管理」か「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」のいずれかの衛生管理を実施する必要があります。

HACCP?



HACCP  
手引書Get!!



許可と届出のまとめ

	許可	届出
申請手数料	○	-
更新手続き	○	-
変更・廃業の届出	○	○
営業施設の基準	○	-
衛生管理の基準 (食品衛生責任者の設置、HACCP)	○	○